

# 甲斐市移動通信用鉄塔等設置基準

## 趣 旨

市内における移動通信用鉄塔等の新築及び増改築については、甲斐市景観条例及び景観計画で定める景観形成基準により、移動通信用鉄塔等を工作物と位置づけ、一定の高さを超える行為については届出制度を設け、より良好な景観形成の推進を図ることとしております。

移動通信用鉄塔等の新設が急増するなか、山梨県では、平成24年4月2日より「山梨県景観条例に基づく大規模建築物等の景観形成基準」を設けて移動通信用鉄塔等に関する基準を明確に示し、その立地や構造等の検討を円滑に進めておりますが、甲斐市でもこの「山梨県景観条例に基づく大規模建築物等の景観形成基準」に沿って、甲斐市景観条例を運用し、本基準を公開することで移動通信用鉄塔等の立地や構造等の検討を円滑に進めることを目標とします。

## 事前協議

円滑な景観行政推進のため、移動通信事業者におかれましては、本基準の中での事前協議の実施をお願いします。

## 景観上重要な地域

本基準中の「景観上重要な地域」とは、

- ◆ 歴史・文化的な景観資源及び観光資源の周辺
- ◆ 甲斐市景観計画に掲載されている景観形成推進ゾーン及びその周辺
- ◆ 甲斐市景観条例により指定された景観形成重点地区、景観重要建造物、景観重要樹木及びその周辺

## ■配 置

- 1) 国道、主要地方道及び鉄道にあつては、次の位置に設置するものとする。但し、地形条件等やむを得ない場合や移動通信用鉄塔等が目立たない場合を除く。

◆鉄塔式の場合

$$L \geq H$$

L: 道路から移動通信用鉄塔等までの距離(m)

H: 移動通信用鉄塔等の高さ(m)

◆鋼管及びコンクリート柱の場合(スリム鉄塔式を含む)

$$L \geq \frac{H}{2}$$

L: 道路から移動通信用鉄塔等までの距離(m)

H: 移動通信用鉄塔等の高さ(m)

※スリム鉄塔式とは、上下同一断面の鉄塔で、鋼管柱型と同断面程度のもの。

※高速道路、自動車専用道路は上記の倍の距離をとるものとする。

※Lは、道路の端部(側溝等の外側)から鉄塔等の外面までの距離とする。

- 2) 一般県道にあつては、次の位置に設置するものとする。但し、地形条件等やむを得ない場合や移動通信用鉄塔等が目立たない場合を除く。

◆鉄塔式の場合

$$L \geq \frac{H}{2}$$

L: 道路から移動通信用鉄塔等までの距離(m)

H: 移動通信用鉄塔等の高さ(m)

◆鋼管及びコンクリート柱の場合(スリム鉄塔式を含む)

$$L \geq \frac{H}{4}$$

L: 道路から移動通信用鉄塔等までの距離(m)

H: 移動通信用鉄塔等の高さ(m)

- 3) 既存の樹木がある場合には、道路等から見える樹木をできるだけ残すなどの工夫をし、また、下部を植栽などによりできるだけ目立たないように工夫する。

## ■形状・意匠

- 1) 形状は鋼管柱型もしくはスリム鉄塔式を標準とし、できるだけシンプルなものとする。  
なお、やむを得ず通常の鉄塔式で認めるのは、山林内に隠れ景観に影響がない場合や、施工条件の問題で通常の鉄塔式でなければ建設が不可能であり、かつ、景観に問題が生じない場合とする。  
ただし、周辺の景観の状況等によっては、他の形状を検討してもよいものとする。
- 2) 必要最小限の高さとする。やむを得ない場合を除き原則30m以下とする。
- 3) 景観上重要な地域に設置する場合は、広いエリアをカバーするような大規模な鉄塔は出来る限り避け、小規模な鉄塔による分散化等、景観への影響がより小さくなる手法を検討する。
- 4) 建物等の屋上に設置する場合は、建築物の形状や建築物の背後の景観を極力損なわないように配慮し、必要最小限の本数とする。  
  
※鉄塔等は景観への影響が非常に大きく、その必要性を確認するため、電波エリア図の提出を求めます。また、30mを超える場合は、理由書の提出も求めます。
- 5) 同じ地点から複数の鉄塔が見えることのないように、他事業者の鉄塔との共同化に努めること。共同化することが技術的理由等により不可能な場合に限り、やむを得ず新設することを認めるものとする。
- 6) 事前協議までには、他の移動通信事業者に共同建設又は共架の意向確認を行うものとし、共架意向がある場合、将来、他事業者からの要請に応じて共同化の対応が可能な構造とするよう配慮すること。  
なお、共同化の意向がない場合は単独建設を認めるが、その場合、原則として以後3年間は周辺(半径 500m)に新たな移動通信用鉄塔等の建設を認めないものとする。
- 7) 共同建設又は共架を行う場合には、単独建設に比べ鉄塔の規模や強度を考慮する必要があることから、本基準の内容によらず別途個別に協議を行うことができるものとする。

## ■色 彩

1) 鉄塔の色彩は以下を基本としつつ、周辺景観との調和に配慮すること。

- 鉄塔(アングル鉄塔) 【高さ 20m～50m程度】
  - ・亜鉛メッキのリン酸処理(N4.5)
  - ・亜鉛メッキ+塗装(※こげ茶)----- 自然公園法エリア または、  
景観上重要な地域の場合
- 鋼管柱 【高さ 15m～30m程度】
  - ・亜鉛メッキのリン酸処理(N4.5)
  - ・亜鉛メッキ+塗装(※こげ茶)----- 自然公園法エリア または、  
景観上重要な地域の場合
- コンクリート柱 【高さ 15m～20m程度】
  - ・コンクリート色(N7)
  - ・こげ茶(※) ----- 自然公園法エリア または、  
景観上重要な地域の場合

2) 設備機器類の色彩は以下を基本としつつ、周辺景観との調和に配慮すること。

設備機器類は、鉄塔の配色に合わせることを基本としつつ、鉄塔が亜鉛メッキの場合であってもこげ茶が馴染む場合は選択する。

- 鉄塔が亜鉛メッキ(リン酸処理)、コンクリート色の場合 ----- 低明度灰色(N5程度)
- 鉄塔が塗装(※こげ茶)の場合 ----- こげ茶(※)

なお、やむを得ず上記以外の色を選択する場合は、設備機器類を遮へいするため生垣等の設置を行うこと。

3) フェンスの色彩は以下を基本としつつ、周辺景観との調和に配慮すること。

色彩は樹木の緑に馴染むようこげ茶(ダークブラウン)を基本としつつ、周辺の状況からグレー又は亜鉛メッキを選択する。

※ こげ茶は 10YR2/1程度で、つや消しのものを標準とする。

(参考)景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン(H16.3) こげ茶は10YR2/1

## ■緑化

- 1) 敷地内、特に道路前面部の緑化に努めること。また、景観上重要な地域に設置する場合で、周辺に樹木等が無い場合は、生け垣の設置等、積極的に敷地内の緑化を行うこと。(甲斐市緑のまちづくり条例参照)
- 2) 使用樹種は地域の風土にあったものに努めること。
- 3) 鉄塔等が周辺に与える威圧感、圧迫感などを和らげるよう、樹木の高さ及び配置などに配慮し、緑化に努めること。
- 4) 設備機器類の色彩に基準以外の色を選択した場合は、設備機器類を遮へいするため生け垣の設置等を行うこと。

## ■その他

- 1) 景観上重要な地域では、色彩及び材料等、周辺景観との調和について、特に配慮すること。
- 2) 歴史・文化的な景観資源などへの良好な眺望場所において、当該歴史・文化的な資源と鉄塔がかさならないこと。
- 3) 歴史・文化的な景観資源などに違和感を与えることのないように配置、形状・意匠、色彩及び材料について特に配慮すること。
- 4) 稜線上への鉄塔建設は認めないものとする。稜線上に建設しない場合であっても、稜線を乱さないように位置及び高さについて配慮すること。
- 5) 景観上重要な地域では、良好な眺望場所から見て鉄塔が稜線を乱す位置及び高さとなる鉄塔建設は認めないものとする。
- 6) 本基準に定めるもののほか、必要な事項は、個別に協議を行うことができるものとする。

### 附則

この運用基準は、平成27年4月1日から施行する。

## 事前協議で必要な書類(本基準用)

	種 類	縮 尺	明示すべき事項等
1	位置図	2, 500 分の 1 程度	・方位、道路又は目標となる地物及び行為の位置 (最寄りの国道・主要地方道・鉄道に着色)
2	配置図	200 分の 1 程度	・縮尺、方位並びに敷地の形状及び寸法 ・敷地の境界及び行為の位置(鉄塔) ・敷地に接する道路の位置及び幅員(最寄りの国道・主要地方道・鉄道に着色) ・道路境界線及び隣接境界線から鉄塔までの距離 ・植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 ・写真を撮った位置
4	立面図	200 分の 1 程度	・縮尺、寸法、材料の種別及び仕上げの方法 ・色彩(低彩度の色彩の色見本の添付又はマンセル記号による表示、色見本に近い色での着色)
5	電波エリア図		・方位、道路又は目標となる地物及び行為の位置 ・現在カバーされているエリア(任意に着色) ・30mで設置した場合のエリア線(青色) ・申請する鉄塔を設置した場合のエリア線(赤色)
6	現況写真	サービス版	・行為地及び周辺の状態をあらわすもの 2~3箇所 (道路面から全体がわかるもの) ・当該地域において最寄りの国道・主要地方道・鉄道又は眺望地点とされるような位置から建設地を撮影し、その写真に鉄塔等を赤色で明示したもの。 山や構造物等により鉄塔が見えない場合は、その旨を明示したもの。(最低2方向以上は用意すること)
7	他社との共架についての説明資料等		・既存鉄塔に共架することが不可能であることを説明する書面。 ・今回の建設にあたり、他事業者からの共架希望の有無の確認書。
8	完成予想図		・完成後の色彩のイメージが分かるもの

※ 上記資料はそのまま景観条例の届出に使用できます。

※ 事前協議の段階で、その他審査に必要な書類を追加で求める場合があります。

※ 上記資料の全てが整わない時点でも、事前協議に応じることはできます。